

【正答版】

集団指導の受講結果報告書の確認チェックシートにおける各設問の正答は、下記のとおりです。

対象事業所は漏れなく、集団指導テキストの内容を含めてあらためて確認してください。

令和7年度集団指導資料 確認チェックシート（看護小規模多機能型居宅介護）

	設問	確認回答 (正答)	集団指導テキストの参照 ページ
①	看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受ける必要がある。	正しい	P.11
②	看護サービスの利用者について、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治の医師に提出する必要がある。	正しい	P.11
③	居宅サービス計画の作成又は変更に際し、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接した上でアセスメントを行う必要がある。	正しい	P.13
④	居宅サービス計画の作成又は変更に際し、サービス担当者会議の開催により、指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）に対して、専門的な見地からの意見を求める必要がある。	正しい	P.13
⑤	居宅サービス計画を作成又は変更した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付する必要がある。また、担当者に対しては、各担当者が提供する個別サービス計画（各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画をいう。）の提出を求める必要がある。	正しい	P.13
⑥	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合に、主治の医師又は歯科医師の意見を求める必要がある。	正しい	P.13
⑦	居宅サービス計画作成後、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者に面接し、モニタリングを行う必要がある。	正しい	P.13
⑧	看護小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成及び変更する必要がある。	正しい	P.14
⑨	看護小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載し作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることが必要である。	正しい	P.14
⑩	原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。	正しい	P.15
⑪	運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催する必要がある。	正しい	P.18
⑫	身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる必要がある。 i. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ii. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 iii. 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに新規採用時にも必ず当該研修を実施すること。	正しい	P.30
⑬	感染症又は非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、早期に業務を再開するための業務継続計画（BCP）を策定しなければならない。また、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する必要がある。	正しい	P.32
⑭	感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じる必要がある。 i. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催（おおむね6月に1回以上）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ii. 平常時の対策及び発生時の対応を規定した感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 iii. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。	正しい	P.33
⑮	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる必要がある。 i. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ii. 虐待の防止のための指針を整備すること。 iii. 虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時にも必ず当該研修を実施すること。 iv. 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	正しい	P.31